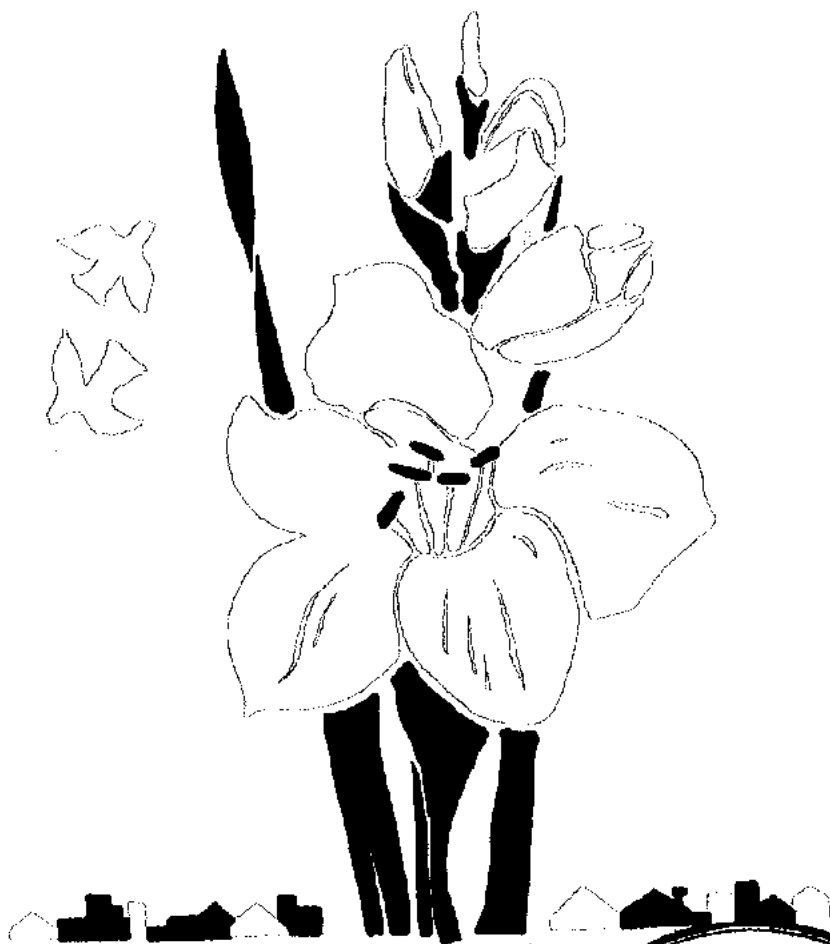


あそびと生活

寄宿舎生活のために



婦人
27
9

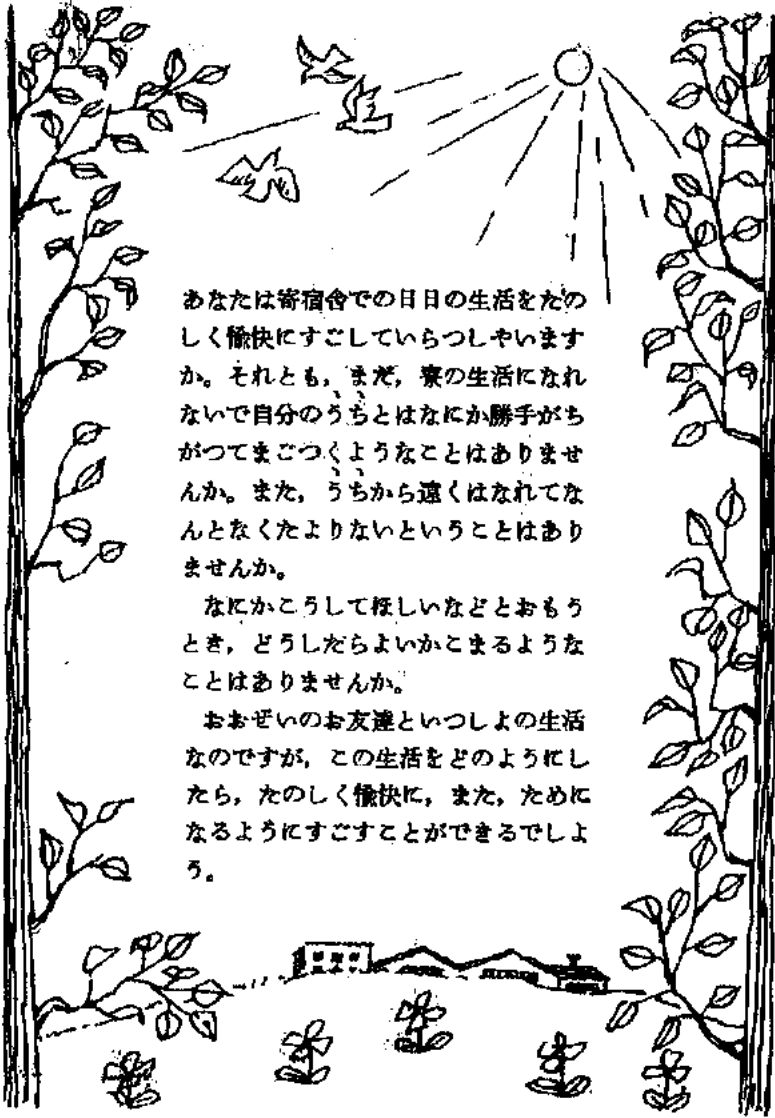
労働省 婦人 少年 生 局 7.6.19

パンフレット

No. 18

国立国会図書館支部

労働省図書館



あなたは寄宿舎での日々の生活をたのしく愉快にすごしていらつしやいますか。それとも、まだ、寮の生活になれないで自分のうちとはなにか勝手がちがつてまごつくようなことはありませんか。また、うちから遠くはなれてなんとなくよりないということはありませんか。

なにかこうして怪しいなどとおもうとき、どうしたらよいかこまるようなことはありませんか。

おおぜいのお友達といつしよの生活なのですが、この生活をどのようにしたら、たのしく愉快に、また、ためになるようにすごすことができるでしょう。

寄宿生活の特ちょう

1. 生活の責任

いままでの家庭生活とはなんといつてもちがうとお思いでしょう。

まず、誰でもが、働くという目的をもつてきており、その仕事の便宜のために設けられたこの寄宿舎にみながすまっているわけです。

ですからここでは、あなたは父母の保護をはなれて、自分の生活を自分でする責任あるひとりの独立人です。がまた同時にみな生活を尊重する責任があります。

2. 生活の自由

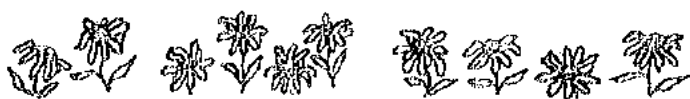
ところであなたは、仕事をおえてからの自分の時間、つまりあなた自身の生活を誰にもきがねすることなく、のびのびと過ごしたいとお思いでしょう。

けれどもいつしよに生活しているひとの数が多くなればなるほどそのひとりひとりが自由を得るためには、生活のしかたに特別の心づかいと工夫が必要になつてきます。考えてもごらんなさい。なにしろ西から東からいままで生活のしかたがちがついていたひとびとが、ひとつところに集つて、しかもいつしよに生活をするのですから。この場合、めいめいが自分のしたいとおりにふるまうと、はちの染をつついたようになり、自由な生活どころか大へんなことになります。

集団生活では、いつも自分といつしよに生活しているひとびとのきもちを、また、おたがいの生活を尊重しあうことが大切です。掃除にしても、食事にしても、その他あらゆる生活のしかたにきもちよい秩序がたもたれてはじめてひとりひとりの自由と平穏とがえられるのです。

きもちよい生活の秩序をたもつためには、自分たちの生活について、ひとりびとりが責任をもちよそから干渉されたり、おたがいがめいわくしたりすることのないように生活のとりきめをしていくことが必要です。

このために寄宿舎では自治の組織をつくつて、みな話しあいによつて、生活のとりきめをしたり、さらに生活をよりよくするための工夫をしたりする自治の活動がなくてはならないものになっています。



寄宿舎生活の自治

労働基準法第九十四条 使用者は事業の附属寄宿舎に寄宿する労働者の私生活の自由を侵してはならない。使用者は、寮長・室長その他寄宿舎生活の自治に必要な役員の選任に干渉してはならない。

寄宿舎生活の秩序

労働基準法第九十五条 事業の附属寄宿舎に労働者を寄宿させる使用者は、左の事項について寄宿舎規則を作成し行政官庁に届け出なければならない。これを変更した場合においても同様である。

一 起床・就寝・外出及び外泊に関する事項
二 行事に関する事項
三 食事に関する事項
四 安全及び衛生に関する事項
五 建築物及び設備の管理に関する事項
使用者は、前項第一号乃至第四号の事項に関する規定の作成又は変更については、寄宿舎に寄宿する労働者の過半数を代表する者の同意を得なければならない。使用者は、第一項の規定により届出をなすについて、前項の同意を証明する書面を添附しなければならない。使用者及び寄宿舎に寄宿する労働者は寄宿舎規定を遵守しなければならない。

事業附属寄宿舎規定第三条 使用者は次に掲げる事項を寄宿舎規則に定めてはならない。

一 外出又は外泊について使用者の承認を受けさせること。
二 教育娯楽その他の行事に参加を強制すること。

事業附属寄宿舎規定第四条 事業の附属寄宿舎に寄宿する労働者は、共同の利益を害する場所及び時間を除いては面会の自由を制限されない。

寄宿舎でのあなたの生活は？

あなたの生活の向上のために
生活のしかたを検討しましょう

1. 生活時間について

あなたは仕事をおえてからの自分の時間を無駄にすごしてはいら
つしやいませんか。将来のためになにか勉強してみたいことがあ
りではありませんか。もつと生活をたのしいものにしたいとおも
いませんか。

2. 経費について

給料のつかいかたについて考えてみたり、しらべてみたりしたこ
とがありますか。

3. 外出、外泊について

あなたの寄宿舎では、外出や外泊についてのとりきめはどうなつ
ていますか。外出や外泊のためにどんな手続をしますか。おたがい
に責任がもたれていますか。

4. 交際、手ケットについて

友達や知りあいの人々とおつきあいがきもちよくすすめられてい
ますか。

5. 教養、娯楽について

あなたのしゆみやたのしみがみたされていますか。

6. 保健、衛生、整容について

清けつできもちよい生活ですか。

7. 協同活動について

寄宿舍の行事や自治会、クラブ、組合の集りに参加して活動していますか。



———こんなことを、こんなふうを考えてみたら———

1. あなたの生活時間を計画的に

- (1) どうつかつたらよいか生活のしかたを検討しましょう。
- (2) 生活時間の予定表をつくりましょう。

2. あなたの経済を計画的に

- (1) 給料のつかいかたを検討してみましょう。
- (2) 予算をたて予算にもとづいてつかいましょう。
- (3) 支出(小使帳)を必ずつけましょう。

3. 外出、外泊はきがねなく しかも 責任をもつて

- (1) とりきめや手続はきちんとまもりましょう。
- (2) 独立した生活人としての自由を
そして責任をもつて行動しましょう。

4. 交際は、たのしく正しく

エチケットをまもりましょう

5. 職業人、社会人、家庭人としての教養を
生活は充分たのしく

- (1) 目的をたてて計画的に勉強をすすめましょう。
- (2) めいめいの生活をたのしむとともに、集団としての生活をたのしみましょう。
- (3) あなたの教養や娯楽のために
図書室などの設備や自治会のサークル活動をいかしましょう。

6. みんなのために

保健・衛生に、注意し、

髪かたちをさつぱりと

7. 協同活動に協力しましょう。

さて、
こんなことは ありませんか



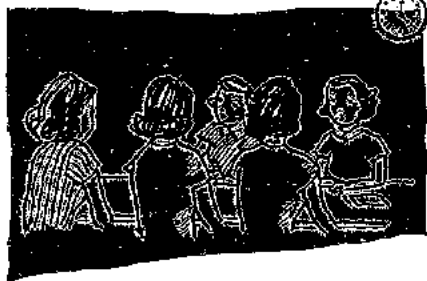
1. もつと勉強したいけれども時間の
具合で、学校に行くことが難しい。



2. お部屋で、夜いつまでもしゃべつ
ているひとがあるのでなかなかね
つけない。



3. 食事のお菓がまづい。



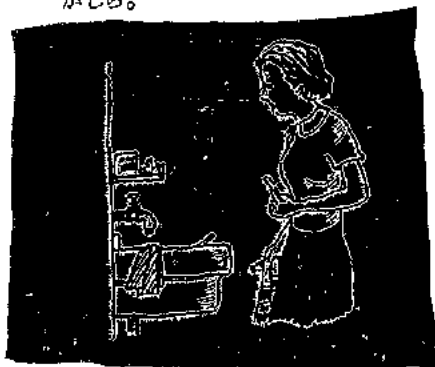
4. 会議が多くて洋裁やお花のけい古の時間がもてない。



5. なんとなく疲れてだるいけれども、このままほうつておいでも大丈夫かしら。



6. 困ったことや、相談したいことがあつても、誰に相談したらよいかわからない。



7. 洗面所がいつもきかないので、朝使うときにきもちがわるい。

どしたらよいでしょう



あなたのもっているこのような生活上のいろいろの問題、こまづけていることや希望は、ひとりでよくよしたり、ほうつておいたりしないで、ひとつづつ、はつきりと結論づけて、それを解決の方向にすすめます。

まず

1. 問題点を自分の頭の中ではつきりさせます。

それから

2. 解決のためのいろいろの方法を考えます。

そして

3. 一番よいとおもうことを自分の頭で判断します。

あなたは、ひとりの独立した生活人です。自分の生活のことを、自分自身の考えによつてきめ、自分の責任においてすすめていくこと、これが自覚ある生活人の根本的な態度です。

けれども、集団生活の多くの問題は、ひとりでは解決することがむづかしいのです。

そしてみなを理解と協力を得ることが必要です。自分でよく考えて、自治会にもち出した方がよい問題は、どんどん自治会にはかりましょう。

1. あなたは、おへや会議や、その他の会議で、自分たちの生活の問題をしんげんに話しあっていますか。
2. あなたは、自分の出した問題が、自治会で、どんなふうに取り理され、その結果がどうなつたかをしらべていますか。
3. あなたは、いちどの会議では解決できなかつた問題でもつづけて熱心に解決をうながしていますか。
4. あなたの寄宿舎では、自治会できめられたことがらがきちんとまもられていますか。
5. あなたの自治会では誰でもよろこんで役員になりますか。

自治はあなたの生活をまもり あなたの生活をたかめます

☆ 自 治 と は ☆

おおぜいの人がつしよに生活する場合、自分たちの毎日のくらしかたを、自分たちの考えにもとづいて、自分たちの手ですすめていくこと。

☆ そ の た め に ☆

人数が比較的少い場合には、ともに生活しているひとの全部があつまり、人数が多い場合には委員をえらんで、会議（はなしあい）によつて、自分たちの生活のきもつよい秩序をたもつために必要なとりきめや、生活をもつとよいものにするための工夫をします。





あなたの生活の向上のために 自治の組織をいかしましょう

- (1) 自治会規約（みなさんのあいだでのとりきめ）を知りましょう。
- (2) 寄宿舎規則（みなさんの同意をえたうえで使用者のとりきめたもの）についてよく知りましょう。
- (3) 労働基準法、事業附属寄宿舎規程をよみましょう。
- (4) あなたの自治会の組織や機構について知りましょう。
決議機関（問題を話しあつてきめていく機関）や、
執行機関（きめられたことを処理していく機関）のこと、また執行機関にはどんな部があるかなど。
- (5) 自治会の実際の活動について知りましょう。
自治委員や部長には誰がなっているか、どんな問題がどんなふう処理されているか、それぞれの部はどんな活動をしているかを知りましょう。
- (6) 自治の活動が、あなたの生活に実際に役立つているか絶えず検討し、自治の活動に協力しましょう。
- (7) だれもが自分達の生活の問題を、きやすく自治会にもちだせるように、たえず自治のありかたについて研究しましょう。

参 考 資 料

(婦人少年局発行)

壁 新 聞

No. 5. なぜ自治が必要でしょう？

リーフレット

No. 16. 寄宿舎の皆さん
自治会を
ただしくそだてましょう

No. 17. 寄宿舎について
労働基準法は
どんなことを定めて
いるでしょうか？

ポ ス タ ー

No. 8. 自治による
明るい寄宿舎生活を！

幻 燈

明るくたのしい寄宿舎生
活のために

パンフレット

No. 18. 明るく楽しい寄宿舎生活
のために

1952年 6月

東京都千代田区大手町一丁目

編集兼
発行人 労働省婦人少年局

東京都千代田区麹町五ノ二

印刷所 杉田屋印刷株式会社